

工事の変動型最低制限価格の試行について

平成29年度から設計金額5,000万円未満の建設工事（総合評価落札方式の案件を除く）について、国及び中央公契連モデルの計算式を基準として、開札時点で最低制限価格が決定する変動型の最低制限価格を試行します。

変動型の最低制限価格の算定方法について

改正前
① 直接工事費の95%
② 共通仮設費の90%
③ 現場管理費の90%
④ 一般管理費の55%
⑤ その他の費用は89.5%
①から⑤の合計額
ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合 にあつては、予定価格に7/10を乗じて得た額とする。



改正後		
中央公契連モデルの 計算式は変更なし	×	変更内容 電子計算機（パソコン）で ランダムに発生させた、変動係数 <u>1.00001~1.001（100通り）</u> を乗じた金額 （0.001%~0.1%の変動率）

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合
にあつては、予定価格に7/10を乗じて得た額とする。

1. 対象案件

設計金額5,000万円未満の建設工事

※総合評価落札方式の案件を除く。

2. 試行開始日

平成29年4月以降に指名通知及び入札公告を行う案件から実施

3. 最低制限価格の算定方法

(1) まず、これまでと同様に下記の計算式で、最低制限基準価格を算定する。

- ①直接工事費の95%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の55%
- ⑤その他の費用の89.5%

①から⑤の合計額・・・・・・・・最低制限基準価格

(2) 開札日当日 電子計算機（パソコン）で、その日開札するすべての案件に使用する係数を決定する。

変動係数の決定について

決定場所 公営企業局庁舎1階入札室 開札日当日の一番早い開札時間までに決定

決定方法 公開して決定する。立会人が係数を決定することも可能。

ただし、変動係数決定書に署名が必要。

※開札日当日の一番早い開札時間の15分前に入札室にお越しください。

(例) 午前10時開札開始の場合、午前9時45分まで

立会人がいない場合は、職員が決定。

公開方法 直ちに、入札室前に変動係数決定書を掲示。

準備ができ次第、ホームページ（くらしの情報＞暮らし＞上水道＞契約情報（入札・契約・技術・検査）にて公表。

(3) 開札時間になれば、最低制限基準価格に変動係数を乗じ、最低制限価格を算定し開札を行う。

4. 落札決定

落札候補者の事後審査を行い、落札決定。

(例)

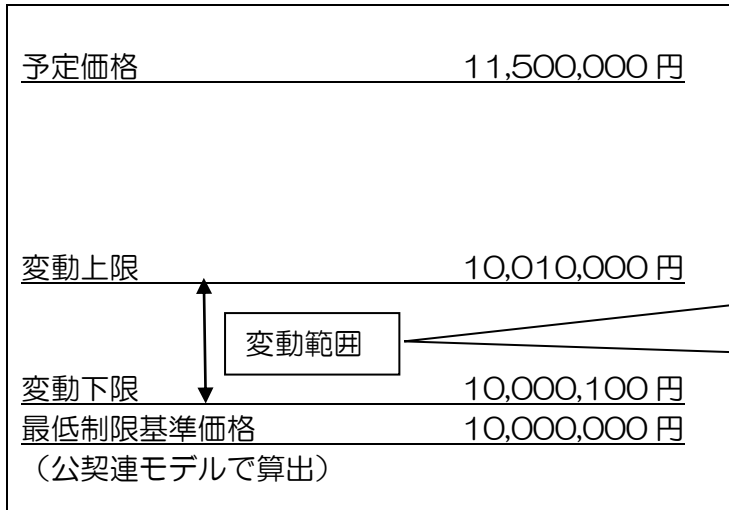
最低制限基準価格 10,000,000 円

変動率 0.1%

(上限) $10,000,000 \text{ 円} \times 1.001 = 10,010,000 \text{ 円}$ ・・・10,000 円の変動

(下限) $10,000,000 \text{ 円} \times 1.00001 = 10,000,100 \text{ 円}$ ・・・100 円の変動

最低制限基準価格が5千万円なら最大 50,000 円



変動係数は、開札日に入札室にてパソコンを使用し、ランダム係数を発生させる。
(変動係数の決定は公開する。参加業者の立会いも可能。)